

令和元年第5回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和元年6月27日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長	清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣
	委 員	檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子
	委 員	本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	23号	東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	24号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
3	25号	幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	26号	学校職員服務取扱規程の一部改正	承認
追加日程1	27号	地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
5	43号	学校施設整備方針・長寿命化計画検討委員会の検討状況について	了承
6	44号	神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の事業スケジュール等の見直しについて	了承
7	45号	飛鳥中学校リノベーションモデル事業について	了承
8	46号	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について	了承
9	47号	子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)による児童手当の電子申請の運用開始について	了承
10	48号	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業について	了承

1 1	4 9 号	子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について	了承
1 2	5 0 号	開設予定の私立認可保育園と今後の待機児童解消策について	了承
1 3	5 1 号	幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設の利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助について	了承
1 4	5 2 号	星美ホームの改築に伴うショートステイ・トワイライトステイ事業の運営について	了承
1 5	5 3 号	後援・共済事業に関する報告	了承

令和元年第5回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和元年6月27日(木) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和元年第5回北区教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第23号議案「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第2、第24号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第3、第25号議案「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第4、第26号議案「学校職員服務取扱規程の一部改正」を一括して議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第23号議案から26号議案まで、一括して説明をさせていただきます。いずれも同趣旨の理由による改正というものでございます。</p> <p>まず、第23号議案でございます。1ページの一番後ろ、(説明欄)をごらんください。工業標準化法の一部改正に伴う所要の規定整備を行うため、この規則案を提出するというものでございます。この工業標準化法の一部改正でございますけれども、平成30年通常国会におきまして、不正競争防止法等の一部を改正する法律が可決・成立したことに伴い、工業標準化法の一部が改正されたことにより、工業標準化法が産業標準化法という名称に変更されました。これに合わせて、同法で規定されていた日本工業規格JISが日本産業規格、同じくJISでございます、こちらの名称も変更となったため、規則の改正を行うものでございます。</p> <p>2ページ、3ページをごらんください。3ページが現行、それから2ページが改正後でございます。一番下の下線部のところでございますけれども、日本工業規格と記載されている箇所を日本産業規格に改正を行うというものでございます。</p> <p>同じく24号議案でございます。4ページ、5ページの一番下をごらんください。日本工業規格から日本産業規格への変更を、一番後ろの25ページまで行うものでございます。</p> <p>それから、25号議案でございますが、こちらも新旧対照表2ページ、3ページ、同じように改正を行う。それから、26号議案でございます。こちらにつきましても、2ページ、3ページ以降のとおり書式の改正を行うというものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
清正教育長	説明ありがとうございました。4件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はござ

	いますでしょうか。
渡辺委員	教育長
清正教育長	渡辺委員
渡辺委員	細かいところの質問なのですが、23号議案の3ページで言いますと、A4判の「判」という字ですね、それと「番」というところ、24、25の、この名称だけではなくて、この漢字も訂正だということによろしいのでしょうか。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	改正後の日本産業規格A列4番という表記が法律上の正式な名称でございます。従前は、この日本工業規格A4判という一般的な略称を記載していたところですが、今回の改正に合わせて修正を加えた、改正をいたしました。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	ご説明ありがとうございます。もうひとつ、ここの説明にありますように、工業標準化法の一部改正ということで、日本工業規格というものから日本産業規格に改められたということで、もう既にこの日本工業規格という名称そのものがなくなったという理解でよろしいのでしょうか。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	国会での議決を経まして、今では前の文言は使わないということで、取り扱いをされているということでございます。
清正教育長	ほかにいかがでしょうか。  (質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、4件に対して特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第23号議案、第24号議案、第25号議案及び第26号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。

ここで、「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないものと認め、本日の日程に追加をいたします。

それでは、追加日程第1、第27号議案「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、27号議案でございます。地方自治法第180条の2の規定に基づく協議でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。

本議案は、区長の規則である東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則を改正するにあたりまして、地方自治法180条の2の規定に基づき、区長の権限に属する事務の委任を受ける教育委員会に協議を図ることを目的とした議案でございます。

それでは、まずこの規則を改正する経緯につきまして、簡潔にご説明をさせていただきます。

既にご案内のとおり、ことしの5月に子ども・子育て支援法が改正されまして、3歳から5歳までの子どもが幼稚園や保育園、これを利用する場合に、その利用料が無償となる、いわゆる幼保無償化が本年10月から始まるということになってございます。この無償化の対象となるためには、子どもが幼稚園や保育園を利用する必要があると区に認定されることが必要になることとなります。

このとき、1号認定、2号認定、3号認定と呼ばれる支給認定を受けていない、認可外保育園などに通っている子どもたちのために、新たに施設等利用給付認定という認定業務が創設されましたが、この認定を行う権限につきましては、教育委員会ではなく区長にあるため、教育委員会各課でこの認定事務を行うために、まず区長の権限を教育委

員会に委任する必要がございます。そこで、本件議案を上程した次第でございます。

続きまして、資料の項番の1をごらんください。幼保無償化の開始時期は10月1日でございますけれども、保護者の方が10月1日から無償化を受けるためには、それより前に教育委員会に申請し、認定を受けることが必要となります。そのため、事前の準備が必要ということでございまして、一定の手続を7月中旬から実施していきたいというところで、まずは第一段階といたしまして、7月5日の段階でこの準備を行う権限だけを委任するといった規定を設けております。

続く二段階目で、項番号2に記載のとおり、法律が施行されます10月1日に施設等利用給付認定に関する準備を行う権限を廃止いたしまして、同時に正式な権限を付与することを規定しております。7月5日は準備を行う権限だけを委任で、改めて10月1日に正式に権限を付与すると、2段階によりまして、進めていくというものでございます。

なお、カタカナのイでございます。下から3行目でございますけれども、これまで支給認定と呼ばれていた事務の名称が法令上「教育・保育給付認定」これに改められたことに伴いまして、規定を修正する旨、記載してございます。

その後ろに、区長部局作成議案を2種類添付してございます。一つ目が先ほど申し上げました7月施行のものでございます。5ページでございますけれども、下線部のような改正を行うもので、その後ろに10月施行、正式な権限を付与する議案がついてございます。9ページに現行、それから改正後というところで、保育の支給認定、それから認定の手続を「教育・保育給付認定」という文言に改正を行います。

大変雑駁ではございますが、本議案についての説明は以上でございます。

この協議につきまして、ご了承賜りますよう、よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。次に、報告事項に移ります。日程第5、報告第43号「学校施設整備方針・長寿命化計画検討委員会の検討状況について」事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、お手元の資料に沿ってご報告をさせていただきます。

表紙を1枚おめくりください。本日もご報告させていただきますのは、前回この検討委員会において学校施設整備方針は改定案がまとまりましたということで、ご報告を既にさせていただいておりますので、検討会の名称にもなっております、後段の長寿命化計画の検討状況について、ご報告をさせていただくものでございます。

資料の2番をごらんください。新たな目標使用年数の設定ということで、現在検討しております長寿命化計画の中では、現行の北区立小・中学校改築改修計画にうたわれております施設の目標使用年数「65年間」を「80年間以上」とすることを検討しております。また、改築校にあつては、目標使用年数について、100年間を目安とすることを検討しているところでございます。

3番でございます。この長寿命化を取るに当たって、どのように施設を改築・改修していくかという考え方を整理させていただいております。

(1)といたしまして、改築と長寿命化改修の考え方ということで、①では新たな長寿命化計画においても、中学校及び昭和30年代に建設した小学校は、原則として、従前の目標使用年数を目安として、長寿命化改修を経ずに改築するという方針を採ろうと考えております。

②といたしまして、昭和40年代以降に建設した小学校は、長寿命化改修を図った上で、新たな目標使用年数(80年間以上)を目安として、改築年次を検討してまいります。

③といたしまして、ただいま申し上げた①②を原則としながら、いずれもこれに寄りたい場合も想定できるということで、そのような例外について、一定のルールを今後整理していくということで、お話し合いを進めているところでございます。

(2)長寿命化の改修パターンといたしまして、80年間以上とするためには、適切な大規模改修が必要である。それを①②で整理をさせていただいております。

パターン①といたしまして、今回飛鳥中学校がモデル事業として実施させていただくリノベーションという手法で、仮校舎を確保した上で、天井裏も含めて建物をリニューアルする、このような大がかりな大規模改修がパターン1でございます。

また、パターン2では従前リフレッシュ改修工事という事業をやっておりましたが、これを複数回行うことで、①と同じような効果を得ようという手法でございます。

③は既に改築を経た学校について、これは先ほどお話ししたように、目標使用年数を100年といたしますので、25年周知で順次改修をしていくという考え方をまとめたところでございます。

裏面をごらんください。

今後の検討に当たっての留意事項でございます。(1)として、新たな目標使用年数の設定に当たっては、「長く使いこなす」という視点で、長寿命化改修パターン、改築改修サイクルを検討した上で、今後40年程度の維持更新コストを分析してまいります。

(2)といたしまして、長寿命化改修に当たっては、施設設備の基本的な機能の保全

にとどまらずに、いわゆる改築校と既存校との格差を埋めていくということで、優先して改善を検討すべき事項をあらかじめ整理をして、(1)で申しあげました維持更新コストの中にあらかじめこのコストを見込んでいくと、このように考えているところでございます。

概略でございますけれども、検討の中間のまとめとして、ご報告をさせていただきました。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に日程第6、報告第44号「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の事業スケジュール等の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 それでは、お手元の資料に沿いまして、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の授業スケジュール等の変更について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入ります、表紙を1枚おめくりください。2番のところに、これまでの検討の経過をお示ししております。この施設一体型小中一貫校につきましては、ことしの春にブロックプランという形で設計案を取りまとめて、教育委員会のほうにもご報告をさせていただいたところでございますが、中ほど平成31年3月から5月というところにお示しをしておりますが、説明会や学校ヒアリング等の意見を踏まえて、基本設計案を一部修正いたしました。また、その次の行でございますが、カリキュラム検討委員会にて一足制の採用の可否についてご検討いただいて、条件付きではございますが、一足制を実施するという方向での見直しをさせていただいております。

令和元年6月のところに庁内設計検討会で修正案をご報告するとともに、この修正作業にかかった期間、それから後ほどご説明をいたしますが、今後建築手続きにかかると見込まれている期間を考慮いたしまして、建物の完成を令和5年の春から令和6年の春ということで、1年延ばさせていただくというご報告でございます。

別紙1の資料をごらんください。上段にお示ししておりますのが、当初春の時点でご報告をさせていただいたスケジュールでございます。先ほどお話をさせていただいたように、本来であれば来月から解体工事に入って、その後令和2年、令和3年、令和4年の3年間で校舎部分を完成させて、令和5年の春には引っ越すというスケジュールのところではございましたが、下段が変更させていただくスケジュールでございます。令和元

年度のところにピンク色でつけ加えさせていただいている帯が先ほどご説明いたしました今回基本設計の一部修正に要した期間、それから、令和2年度のところにピンク色が飛び出しておりますが、これがオリンピックに向けて建築の申請件数が東京都のほうに相当数届いている、そういったことで東京都のほうから計画通知が降りるまでの期間が、私どもが設計案をまとめて図面を提出させていただいてから、半年くらいの期間を見てほしいと、このようなお話が東京都のほうから来ておりますので、それを見込んで実際に建築に着工する時期を令和2年度の年明け、令和3年の1月からというふうにさせていただきまして、今回開校時期を1年間延ばすということに見直させていただいたところでございます。

続きまして、別紙2の資料をごらんください。まず、別紙2の表紙の部分でございますが、変更前と変更後の床面積を概要版として掲載をさせていただいております。変更前が一番下の合計欄をごらんください。変更前が1万7,395平米であった建物を今回の見直しによって1,000平米ほどふやす見直しを行っております。変更後の予想される総床面積が1万8,385平米、この後個別の事項についてご説明をいたしますが、大きくは共有部分の空間を広げてゆとりをもった空間づくりをしていこう、このように見直したところでございます。

1枚おめくりください。開いていただいた左側の2ページのところは上空から新しく建つ建物を形としてあらわしたものでございます。右側の3ページが1階の平面図でございます。最も一番大きな変更点は、子どもたちの登下校の動線を2方向からにしたという点でございます。この3ページのところの左側の変更前のところの南側の校舎棟、下段でございますが、南側の校舎棟のところには赤い矢印が打ってございます。公開空地という小さな字の下でございますけれども、従前は南棟と北棟の間の道を通って、この公開空地という方向から子どもたちがお示しの屋外階段という階段を上って、1ページおめくりいただきまして、4ページでございます。4ページの変更前の図面の、やはり下段を見ていただきますと、今お話したこの屋外階段を上って、この左側に示してございます昇降口のところに1,000人を超える子どもたちが下駄箱を置いた昇降口を通して校舎内に進入をしていくと、こういう動線を考えていたところでございます。

これに対しまして、修正案でございますが、もう一度3ページにお戻りください。3ページの今度は右側でございます。右側の下段が修正した動線でございますが、大きく異なるところは一番下の中央のあたりに屋外階段というのが書かれております。これまでは南校舎の北側からの階段を上っての一方方向であったものを、校庭を横切って南側からも直接校舎に入って行ける動線を確保させていただきました。この上り階段によって2階のほうも対応して変更してございます。

また4ページをお開きください。4ページの変更後の右側の図でございます。南北の階段を上ってきて、行き着いた先には変更前にあった大きな昇降口というものはございません。両方の階段を上ってきて直接校舎内に入って、中央の大階段を含めて3方向の階段からそれぞれの教室に向かっていく。このような動線を一足制ということをお話して、考えさせていただいたのが今回の修正案の一番大きなところでございます。

それから、何点か変更したところも触れさせていただきますと、3ページにお戻りください。変更後のところで、1階に保健室をおろしてきております。これは学校の先生方ともご相談しながら、従来の左側のレイアウトですと、普通教室を南側に並べるということ強くこだわった作りをしておりました。ただ、実施設計に入る前段で今回職員室も2階ということがございますので、せめて保健室は子どもたちの校庭が見守れる位置におろしたいということで、レイアウトの変更状況を見ていただきますと、それぞれ1階の普通教室を東西方向の奥に振っております。その結果生まれたスペースに保健室をおろしてきています。このように変更させていただいております。

4ページをお開きください。また、4ページの2階部分のところでご説明いたしますと、2階、先ほどお話ししたように、南北方向から直接階段をのぼって子どもたちが登下校するわけがございますけれども、かなりの人数の児童生徒を受け入れることとなりますので、この校舎棟の中での回遊性ということを考慮いたしまして、南北の3本の廊下を通しております。左側を見ていただきますと、従来は中央に吹き抜けを設けて明かりを取ろうというような考え方でございましたけれども、これはやはり大勢の子どもたちが校舎内を行き交うということを考えると、廊下等の共有スペースを充実させたほうがいい、このように考えて見直したところでございます。

それから、同じく4ページで今度は北側のサブアリーナとメインアリーナがあるほうの棟に目をやっていただきますと、この北側棟の2階部分に子どもたちが放課後通う学童クラブであるとか、放課後子ども教室を集約させていただいております。したがって、北側棟の2階フロアがほぼ放課後の活動で占有するスペースということで設計を見直させていただいているところでございます。

それから、最後に近隣への配慮ということで、同時に改善をいたしましたのが、2ページ目の上空から見た図面になります。左側の上空から見た部分で、校舎棟の東西方向にちょうど慰霊碑等が示してあって、校舎が一部出っ張っている部分がございます。この校舎棟の出っ張っている部分は隣地境から3メートルから4メートルほどの幅でございました。これを、今回保健室をおろすのと同時に、普通教室を置くに取りましたので、一定程度隣地から離れることができるということで、右側の新しい設計案を見ていただきますと、慰霊碑やあるいは西方向の住宅地から従前よりも倍ほどの距離、建物との空間を取ってございます。詳細なメーターはまだ確定しているわけではございませんが、従来3、4メートルだった空地が6メートルから7メートルにふやすことができると見込んでいるところでございます。

そのほか、何点か細かい部分の修正はございましたが、後ほど図面のほうをご高覧いただければと思います。

最初のレジюмеにお戻りください。最初のレジюмеの裏面、2ページでございます。当面の予定ということで、今後の予定を示させていただいておりますが、実は今週末に既に日程を設定いたしまして、あす28日の夜と30日の午前中に地域への説明会を予定しております。それから今回完成時期が1年のびるということで、改めて稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校の保護者に対しても、6月の下旬から7月の中旬にかけてまた説明会等を行ってまいりたいと思っております。

また、同時に今回のスケジュール変更に伴いまして、解体工事の時期が7月から解体

着手としていたものが10月にずれ込むことになっております。このあたりも近隣の方々が利用する公園であるとか、あるいは神谷体育館の閉鎖であるとか、そういったことに絡むことですので、丁寧に地域に対しても説明をしてみたいと考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第7、報告第45号「飛鳥中学校リノベーションモデル事業について」事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

続きまして、飛鳥中学校のリノベーションモデル事業について、ご報告をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

資料の2番でございます。飛鳥中学校のリノベーションモデル事業のスケジュールについて、改めてお示しをさせていただいております。

仮校舎となる旧田端中学校が既に田端中学校の生徒が新校に移っておりますので、現在空いている状態となっております。ことしの秋から来年の春にかけてこの旧校舎に少し改修を入れさせていただいて、来年の夏に飛鳥中学校の生徒さんに仮校舎に移っていただき、その後工事を始めて、令和4年の4月にまた戻るという事業スケジュールで考えております。

3番の設計の進め方でございます。設計の進め方につきましては、改築の手順に準じて学校関係者や保護者の方々に意見を聞きながら設計案を取りまとめていきたいと考えております。ただ、スケジュールが少しタイトになっておりますので、従前のワークショップというような形ではなくて、設計事務所が複数案を皆様にお示しをして、それについて皆様方にご意見をいただくと、このような場を設けることを考えているところでございます。3の(2)で今回の事業の設計をやっていただく事業者でございますが、株式会社桂設計という事務所でございます。

4番、バス送迎案についてでございます。このたび、飛鳥中学校のリノベーション事業に当たっては、飛鳥中学校の学区域外の旧田端中学校に1年半登下校することになります。このために、一定の距離を超える生徒たちに対しては、送迎バスの運行を予定し

ているところでございます。4番の(1)対象者でございますけれども、今のところ想定をしておりますのが、1.5キロを超えるエリアにお住まいの生徒の方たち。具体的には、西ヶ原小学校学区の全てと滝野川小学校の西ヶ原二丁目、三丁目の、このうちの希望をする生徒の方々に送迎バスをご用意しようと考えているところでございます。

(2)の送迎区間でございます。これはまだ予定でございますが、登校時の乗車位置を飛鳥山博物館駐車場や西ヶ原小学校の、こちら側から見ると裏手になるのでしょうか、西ヶ原みんなの公園周辺あたりでバスをとめて、生徒たちを載せて、旧田端中学校のところが非常に接道が余りよくございませぬので、道幅の広い聖学院の少し先のあたりまでを送迎ルートとして考えているところでございます。

次ページをごらんください。この送迎の中で、まだ細かい部分が詰まっております。 (3)にお示しをしておりますが、部活動に関して送迎が必要であるかどうか、このあたりも十分今後ご相談をしてみたいと思います。また、昨今いろんな事件、事故が起きておりますので、中学生とはいえ、子どもたちが大勢集まる場所に誘導員を立てたほうがいいかどうか、学校や保護者の方々と十分ご相談をしながら対応をしてみたいと思っております。

5番につきましては、当面の予定ということで、今後のスケジュールをお示ししておりますが、直近では7月13日ですが、保護者向けに今ご報告させていただいている内容について、3校合同の説明会を滝野川会館で実施させていただく予定であります。

ご報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 これまでになかった仮校舎までの登下校が大変一番気になるところだと思っておりますけれども、これから説明会の中等でまた詰めていくことだとは思いますが、この送迎区間のバスの台数というか、発着の回数ですとか、それから先ほどご説明のありました誘導員、あるいは交通指導員のようなことへの配置については、非常に細かく考えていく必要があると思います。今、お答えとかというよりも、これから保護者、地域の方々とお話の中で詰めていくところだとは思いますが、その点へのますますのご配慮、私どもからも改めてお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

清正教育長 ありがとうございます。ほかに。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

ご意見ありがとうございます。全て決まっているわけではございませんが、今のところ予定しているイメージだけお話いたしますと、ただいま委員のほうからのご指摘があったように、細かく対応したいと思っておりますので、大型ですとどうしても小回りがききませんので、大型とマイクロタイプのバスを併用して、6、7台のバスを確保したいと思っております。マイクロのほうは登下校だけではなくて、部活動であるとか、さまざまな学校行事に機動的に動かせるような、学校側が行事にあわせて運用できるような対応をとってまいりたいと思います。

それから、発着場所についても、保護者との説明会の中で、いろいろなご意見をいただくのかなと想定しておりますが、第一には乗降時の安全の確保であるとか、そういったことが重要と思っておりますので、可能な範囲で丁寧にご説明・ご相談をして、今後詰めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

清正教育長

よろしいでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第8、報告第46号「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について」事務局から説明をお願いします。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

私のほうから、報告第46号、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について、ご報告させていただきます。

本件につきましては、前回区長から意見聴取がありました補正予算の中で若干ふれさせていただいておりますので、簡潔にご説明させていただければと思います。

資料をお願いします。1番の要旨でございます。消費税が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し臨時・特別な措置としまして、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対しまして、給付金を支給するものでございます。

2の内容でございます。(1)支給対象者等でございます。支給対象者につきましては、本年度11月の児童扶養手当の支給を受ける父または母で、基準日、この令和元年10月31日でございますけれども、この時点におきまして、これまで法律婚をしたことがない方でございます。現時点で約236名程度を想定しているところでございます。

(2) 支給金額につきましては、1万7,500円。令和2年1月の定時払い、このときにあわせて支給をする予定でございます。なお、本給付金の費用負担、あるいは前回ご確認いただきました補正予算に盛り込まれておりますシステム改修費など全て国庫負担となるところでございます。なお、この1万7,500円につきましては、前回は少しふれさせていただきましたが、所得税におきまして寡婦公助が適用された場合の標準的な減税額という試算ということで、国のほうで試算した結果と聞いております。

(3) の申請につきましては、対象の方宛てにお知らせをご案内する予定でございます。また、申請につきましては、8月1日から受け付けを開始する予定としております。

改修費につきましては、前回ご審議いただきました金額332万8,000円、こちらはシステム改修の経費となっているところでございます。

3番、今後の予定でございます。システム改修、そして対象者宛ての書類の発送等は今ご説明したとおりでございます。最終的には令和2年1月の給付金の支給を予定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に日程第9、報告第47号「子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）による児童手当の電子申請の運用開始について」事務局から説明をお願いします。

子ども未来課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 報告47号につきまして、私のほうからご説明、ご報告を差し上げます。  
本件、子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）によります児童手当、こちら児童手当でございます。こちらでの電子申請の運用開始についてでございます。  
資料をごらんいただければと思います。

1番の要旨でございます。こちらのサービスにつきましては、区民の利便性の向上のため、令和元年6月1日から2にお示ししている内容につきまして、児童手当の申請手続におきまして、マイナンバー制度を活用しました子育てワンストップサービスによりまして電子申請による受け付けを開始したところをご報告させていただくものでございます。

(2) の導入の効果につきましては、お示しのとおりでございます。

裏面をごらんいただければと思います。本制度、本事務処理の流れについて、簡略化してお示しをさせていただいているところがございます。一番上の申請者（区民）というところをまずごらんください。本申請を利用される区民の方におかれましては、国が運営しますオンラインサービスによりマイナポータル、こういった仕組みを使いまして、このぴったりサービスのホームページ、こちらのほうからマイナンバーカードを利用して申請手続を行うものでございます。二つ目の箱にありますように、本人認証につきましては、ICカードリーダーなどを用いて行うところがございます。

その下、インターネットと切り離されました全国の地方自治体のコンピューターネットワークを通じまして、北区に申請データが届きまして、これを所管課であります子ども未来課がLGWAN-ASPという構築したシステムを通じまして、以下通常の事務処理と同様紙で事務処理を進めていくというようなところがございます。以降申請者への結果通知等についても同様でございます。郵送申請でありますとか、窓口申請と同様の事務処理を行うものでございます。

(4) のスケジュールでございます。こちらについては、6月1日開始ということで、5月20日号の北区ニュースのほうでご周知をさせていただいて、6月1日から申請の受け付けを開始させていただいているところがございます。

ご参考までに、5としまして、4月1日時点、古い時点でございますけれども、23区における実施状況をお示しさせていただいております。

私からの説明・報告は以上でございます。

清正教育長	説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
加藤委員	教育長
清正教育長	加藤委員
加藤委員	説明ありがとうございます。6月1日から電子申請の受け付けが開始されておりますが、現時点ではどのくらいなのでしょう。
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	先週時点なのですけれども、今利用されている方は1件でございます。 なお、23区あるいは全国的に見てもなかなか数が少ないということで、余り多い数字でないという情報はいただいているところがございます。
本間委員	教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

この件だけに限らずなんです、今回の新しい試みに対しても、北区ニュースにより周知というふうにあるのですが、さまざまな北区としての取り組みが区民の皆様になかなか浸透していないなと思われることが会話をしている中で思うことがございます。ですので、紙ベースの北区ニュースをはじめ、北区のホームページでありますとか、なかなか分庁舎などにお尋ねすると、いろいろ張り紙とかがあるのですけれども、そういったものがより区内の各所に掲示される等で、このことだけではないのですが、せっかく皆さんが取り組んでいらっしゃる事なので、もっと周知できる手だてを幅広く考えていく必要があるなというふうに常々思っておりますので、この機会に発言させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

清正教育長

ほかによろしいでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第10、報告第48号「生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業について」及び日程第11、報告第49号「子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について」を一括して事務局から説明をお願いします。

子ども未来  
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来  
課長

それでは、私のほうから報告事項48号と49号あわせまして、子どもの未来応援の事業ということでございますので、一括してご報告、ご説明を差し上げます。

まず、生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業について、ご報告させていただきます。

資料をごらんください。1番の要旨でございます。北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する計画」、これに基づきまして、ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業「みらいきた」を平成29年10月から区有施設2カ所、そして定員40名で開始させていただいたものでございます。以降平成30年度からは対象をひとり親世帯だけではなくて、生活困窮世帯も加えまして、区内3カ所、そして本年度につきましては、さらに事業を拡大しまして5カ所、そして定員も180名で事業を実施させていただいているところでございます。現時点での応募状況、あるいは受講者、あるいは受講予定者の状況につきまして、今回ご報告させていただくものでございます。

2番の事業概要をごらんください。(1)そして(2)の対象及び募集方法でござい

ます。生活保護、就学援助、児童育成手当受給世帯の中学生の方々に直接ご案内を送付させていただきました。なお、今回4月に募集を第1回目は行ったところでございますけれども、定員180名を下回る159名だったため、再度5月に再募集を行ったところでございます。

(3)の実施場所でございます。ご案内のとりの5カ所でございますけれども、基本的には週1回2時間程度お示しの時間を基本に実施をしているところでございます。今回は③そして⑤が今年度新たに新規実施場所として実施をさせていただくところでございます。

(4)の実施主体につきましては、株式会社エデュケーショナルネットワーク（栄光ゼミナール）でございます。

実施内容につきましては、お示しのような形で学習支援を実施させていただいているところでございます。

裏面のほうに移っていただきまして、(6)をお願いします。先ほど、受講予定者とお話をさせていただいたところでございます。新規会場について、今まさに三者面談等を行っておりますので、予定を含むということでご理解をいただければと思っております。応募につきましては、先ほどご説明しましたように、当初の申込が180名の定員を下回る159名でした。うち3名はその後辞退となっておりますけれども、そういった状況でございましたので、再募集をさせていただき、41名の応募があったところでございます。ただし、これ全員を足しますと180を超えるということで、現在のところお示しの17名が落選・受講待機というような状況で、その旨のご通知を差し上げているところでございます。

3番以下がこれまでの実施したところ、そしてこれからの予定ということで、お示しをさせていただいているところでございます。後ほどごらんいただければと思います。

引き続きまして、次の資料をごらんいただきまして、子どもの居場所づくり（子ども食堂支援事業）につきまして、ご説明を差し上げたいと思います。

まず、1番の要旨でございます。先ほどの学習支援同様、子どもの居場所づくり、子ども食堂支援事業を平成29年10月から開始をさせていただいているところでございます。昨年度の申請状況につきましては13団体、そして、13団体に補助をさせていただき、今年度はお示しのように14団体からの申請を受け付け、審査後全ての団体に補助金の交付決定をさせていただいたところでございます。

2番の現状をごらんください。地区ごとでいきますと、王子地区4団体、赤羽地区8団体、そして滝野川地区2団体というような状況でございます。事業の概要につきましては、変更はございませんので、後ほどご確認をいただければと思います。

参考までに、裏面をごらんください。本年度の補助交付決定団体の内訳を地区ごとにお示しをさせていただいているところでございます。

なお、今回7番目、そして9番目の2団体から本年度新たに申請がありまして、補助交付決定をさせていただいた団体でございます。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長	説明ありがとうございました。2件の報告につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	ひとり親世帯等へのこの17名ですね、落選というご説明がありましたが、単純に対象外のお子さんだったということなのではないでしょうか。
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	17名の内訳ですけれども、当初159名、辞退がいますので、このうち9名の方は今回5会場ですけれども、どうしても希望会場、第一希望の会場ではないというようにお声があって、その中でこの優先順位というのは家庭の状況でありますとか、ほかの学習支援の状況等々で、これは所管のほうで点数をつけて上位からというような形にしておりますけれども、そちらのほうの上位から漏れてしまったところで、会場の希望がかなわなかった方が9名と。再募集の41名のうちの8名が定員を超えているということで、その中の先ほどの選考基準、家庭の状況等々の中で優先順位が低いということで待機をいただいているというようなところでございます。
清正教育長	ほかにいかがでしょうか。
渡辺委員	教育長
清正教育長	渡辺委員
渡辺委員	<p>子どもの居場所づくり（子ども食堂）の支援についてなのですが、ふえてきているということで、大変ありがたいなと思っております。</p> <p>民生委員さん等でやられていたり、本当に個人宅でやっていたり、大きな場所でどなたでもどうぞという形でやっていたりというふうな、いろいろな運営方法があると思うのですが、それぞれ違った形ではありますけれども、いろいろな問題点も出てきているのではないかなと思います。いろいろお話は聞いているのではないかなと思いますが、例えば、学校と連携しまして、事情のあるお子さんをとというふうなところで子ども食堂をしているところでは、子どもの扱い等が少し難しいという意見がありました。それは、障害のあるお子さんが少し多くなっているというところで、そのような意見がありましたので、もし子ども食堂を担当するだけでなく、ほかの活動でもそうだと思うので</p>

すが、気になるお子さんの対応というところに関しては、もし勉強会等、希望者がありましたら、どんどん参加できるような、そういうふうな体制をとっていただいて、よりよい子どもの対応をと思っている地域の方がたくさんおりますので、ぜひ公開をしていただき、勉強会等を設けていただきたいと思います。

もう一つなのですが、これは担当している方の意見なのですが、こういうふうにあふえてきていることによって、例えば月に2回で通っていたお子さんが違った場所でまた月に2回違った曜日に行っていると、結局は月に4回、週に1回行けるという状況ができてきているということもありまして、それに関しては、孤食等のお子さんなどは本当に居場所があるというところでは、2カ所にまたがって行っているというところではあります。とてもありがたい話だというご意見をいただいております。それをお伝えしまして、以上2点です。

子ども未来  
課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来  
課長 1点目の勉強会、あるいは難しい子どもがいらっしゃるところで、今年度あるいは来年度に向けての一つの大きな課題というのが、その子ども食堂の立ち上げあるいは立ち上がった後の運営だと思っております。今年度は、新たにそういった子ども食堂の運営している人、あるいは立ち上げようとしている人のネットワークづくりということで、ネットワーク構築支援事業ということで、これは社会福祉協議会に委託しているのですが、そちらに人的な配置、あるいは会議体等々の専門的な打ち合わせの機会を設けております。その中で、いろんな悩みですとか、情報共有、あるいは今みたいな勉強会等々を開催することによって、そういった部分を解決していきたいなと思っております。

後段の幾つかまたがってというところで、今、補助制度の中では、月2回以上やっぺいらっしゃるところを支援しているところがございます。地域によってはいろんな形で月1回だったり、もっとやっぺいて補助金に頼らずというような団体もあると聞いておりますので、やはり地域の子どもたちがその地域のどこかに居場所を持てるというところは非常に大事だと思っておりますので、何かここがということで、遠くまで行くというよりは、そういった機会がどうしたらふやせるのか、これが子ども食堂だけではなくて、孤食というところはありますけれども、子どもの居場所ということで、いろんな形の支援がというのは、これは全体の話になりますけれども、やはり課題だなと認識しているところがございます。

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第12、報告第50号「開設予定の私立認可保育園と今後の待機児童解消策について」事務局から説明をお願いします。

子ども環境 応援担当課 長	教育長
清正教育長	子ども環境応援担当課長
子ども環境 応援担当課 長	<p>報告第50号、開設予定の私立認可保育園と今後の待機児童解消策について、私から報告をさせていただきます。</p> <p>資料を1枚おめくりいただきまして、教育委員会資料をごらんください。1、要旨でございます。平成31年2月開会の教育委員会におきまして、今後の待機児童解消策の一つとして、滝野川地域及び王子地域につきまして、認可保育所の新規募集を行うことを報告させていただきました。このたび、区の審査等を通し、当該地区におきまして、令和2年4月開設の運びとなった私立認可保育園について報告させていただきます。</p> <p>2、令和2年4月開設予定施設についてです。</p> <p>(1) 滝野川地域です。施設名称、(仮称) ココファン・ナーサリー田端。設置主体、株式会社学研ココファン・ナーサリー。場所につきましては、田端一丁目12番になってございます。定員については59名、延長保育につきましては、2時間を予定しております。案内図の星印の箇所が、保育園が設置される箇所になってございます。</p> <p>裏面をごらんください。(2) 王子地域です。施設名称、(仮称) 王子神谷雲母保育園。設置主体、株式会社モード・プランニング・ジャパン。場所については、王子五丁目22番。定員につきましては、60名となっております。延長保育はこちらも2時間を予定しております。案内図は同様星印の箇所になってございます。</p> <p>3、今後の待機児童解消策についてです。一つ目としまして、待機児童数の多い滝野川地域、田端駅から上中里駅周辺及び赤羽東地区につきましては、私立認可保育園の新規募集を引き続き行ってまいります。</p> <p>二つ目、民間施設の誘致を基本としながらも、あらゆる方策を検討し、地域の保育事業、3歳児等の受入数の確保に配慮しながら進めていきたいと思っております。</p> <p>参考までに、31年4月期の待機児童数をお示ししてございます。待機児童解消策に全力で行っていくものでございますので、今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>私のほうからは以上になります。</p>
清正教育長	説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
渡辺委員	教育長
清正教育長	渡辺委員

渡辺委員	質問です。4月1日現在の待機児童数が参考でございますが、今現在の待機児童の数というのがわかりましたら教えていただきたいと思いましたが。辞退する人というのが少し出てきているのではないかなと予想がされるのですが。といいますのは、私立幼稚園が延長保育を随分としておりますので、2歳から3歳へというところでは、幼稚園に移行する方もいるかと思えます。また、あるいは認可外保育園に通いながら認可保育園を希望している状況の方もいらっしゃるのかなとは思いますが、そのあたり、あわせて今現在のところでおわかりになるようでしたら教えてください。
子ども環境 応援担当課 長	教育長
清正教育長	子ども環境応援担当課長
子ども環境 応援担当課 長	平成31年4月1日現在の待機児童数の件でございます。各自治体におきまして、待機児童数の数につきましては、4月と10月に調査報告をするというふうになってございまして、待機児童数につきましては、入所の申込者で、いわゆる保留になってしまったという方から一定程度の条件を除外した形での報告となっておりますので、今現在の待機児童数というのは現在として持ち合わせていないという状況でございます。ただ、委員がおっしゃる様にさまざまな方がいらっしゃいますので、4月で申込をしては入れなかった方につきましては、3歳以降であれば私立幼稚園を選ばれる方、また0歳から2歳に関しましては、認可外保育施設等を選ばれる方も含めて、保護者の方は育休制度等を含めてさまざま検討した上で選んでいるというような状況だと思っております。
清正教育長	よろしいでしょうか。  (質疑・異議なし)
清正教育長	それでは、本件に関するご報告は終了させていただきます。 次に日程第13、報告第51号「幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設の利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助について」事務局から説明をお願いします。
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	では、私からは幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設の利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助について、ご説明させていただきます。

先ほど、追加日程の中で区長からの事務権限の話、議案審議いただきましたが、そこで施設利用の給付認定というお話がありました。その事務の中身に関する説明となります。

資料をごらんください。1の要旨でございます。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴まして、原則3歳以上就学前までの自動の保育料などが無償化となります。その際、保育の必要性のある保護者につきましては、認可外保育施設への利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助を開始するものでございます。現在、認可外保育施設ですとか、幼稚園の預かり保育におきましては、保育の必要性の認定を受けずにサービス利用を開始する仕組みとなっておりますが、国のほうでは、認定保護者が補助を受ける際には、サービスの利用開始前に保育の必要性の認定を受けることとされておりまして、つきましては、今後速やかに関連する区規則の改正を行いまして、補助対象となる保護者に対し、認定の申請に関する周知等を行うこととするものでございます。

2に進みます。(1)の保育の必要性の認定についてでございますが、表にお示しのとおり、原則児童が在籍している施設を所管する課が窓口となって認定手続を行ってまいります。なお、認可保育所等への入所等を行っている保護者につきましては、原則保育の必要性があるといった認定を受けたケースがほとんどであることから、確認書類の提出など、なるべく書類でできる取り扱いとしてまいります。

(2)の補助内容でございます。認可外保育施設を含む保育施設を利用される方につきましては、他のサービスにおいて補助を受けることができません。また、認可外保育施設の利用料における補助上限は月額3万7,000円となります。なお、認証保育所に通園されている方につきましては、現在も0～2歳の方を対象に認可保育所等に通園された場合の保育料との差額補助を行っておりますが、その補助額が減ることというのではなく、低所得の方につきましては、東京都の上乗せ補助により保育料等の負担なくご利用いただける形となります。

また、幼稚園に在籍されている場合につきましては、月額1万1,300円を上限に幼稚園の預かり保育のサービスを受けることができるようになります。

3の今後の予定でございます。次回、7月8日になりますが、当委員会におきまして、根拠法となります東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の改正をご審議いただきまして、その後速やかに各幼稚園や各認可外保育施設などを通じて保護者の方への周知を行ってまいります。9月には利用認定の申請受付及び決定、さらには保育料等無償化に関連する条例改正の提案などを行ってまいりまして、10月からの幼児教育無償化の開始に備えることといたします。

最後に、参考でございます。令和元年10月から開始予定の幼児教育・保育無償化への対応についてでございます。対象となる大きなところといたしましては、私立保育所や認定こども園、幼稚園等に通園する方の保育料といったこととなります。施設ごとに根拠となる条例などの規定がございまして、認可保育所等におきましては、次回の9月開催予定の第3回定例会での条例の一部改正などを提案しておりまして、同時期にまたこの委員会の中でも規則、要綱の改正、そういったこともご審議いただきたいと考え、進めているところでございます。

以上、ご説明申し上げました。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 認可外保育施設の無償化という考え方としては、大きくいうと二つあるのではないかなと思っております。  
 まずは質の向上ということで、定期的な検査を強くしていくというところ。また、認可保育園に入れない待機児童に対する代替の措置ということになるかなと思っております。北区では、認可外保育施設が具体的にどのような施設があるのか、教えていただきたいと思っております。例えば、ベビーホテルとかベビーシッター等もその施設に入るのかなとは思っておりますが、よろしく願いいたします。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 認可外保育施設と、あと院内保育所というものがございまして、大体区内に3か所ほどあります。院内というのは、病院等に併設されていて、その従業員の方がお子さんを預けられるような施設、そしてベビーホテルというものは、いわゆる認可保育所等に比べれば、若干緩い規定の中でその基準を満たして、最低基準というか、そういったものを満たして運営している施設でございます。  
 委員のご指摘のとおり、確かにそういった施設に対する利用促進をするために、質の確保というか、そういったことについては大きな課題と認識しておりまして、自治体でも、今回無償化の対象にするに当たって、きちんと立ち入り確認をするようにといった話があります。  
 また、現在もベビーホテルについては、指導権限というものは東京都に属するのですが、北区でもそういった施設の立ち入りの際には必ず職員が同行して、その実態を把握しているといったような状況があります。今後は、北区としても単独で行って、訪問して、東京都と連携して改善等の必要があれば、こういう問題があったけど、東京都はどうでしょうか、そういった形の連携をとって、利用者に安心して利用いただける形をとっていきたいと思っております。  
 今現在、立ち入っているところでは、北区の施設というのは比較的大きな問題がないという、そういった状況にはあるのかなと認識してございます。

清正教育長 よろしいでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了いたします。

次に日程第14、報告第52号「星美ホームの改築に伴うショートステイ・トワイライトステイ事業の運営について」事務局から説明をお願いします。

子ども未来  
部副参事

教育長

清正教育長

子ども未来部参事

子ども未来  
部副参事

報告第52号、星美ホームの改築に伴うショートステイ・トワイライトステイ事業の運営についてのご報告です。この案件につきましては、過日教育委員会協議会でご説明いたしましたので、きょうは簡潔にご説明いたしたいと思っております。

1の要旨でございます。委託先である児童養護施設の星美ホームの改築工事に伴いまして、事業を一時中止する期間が発生すること、そして、建物の改築を踏まえたうえで、事業の見直し等によりまして、試行的に申請期限の短縮を行うものでございます。

2の概要につきましては、時系列で書いてございまして、7月1日から利用者の申請期限を7日前から5日前に短縮いたします。そして、8月12日から竣工・改築工事の開始がありまして、19日まで事業休止をします。ガスや水道等のライフラインの停止によるものでございます。そして、この工事がありまして、20日からは通常の運営ができますが、専用スペースの確保ができなくなりますので、施設の子どもの同室という形の運営で開始させていただきます。

令和3年3月末では、星美ホームの竣工予定でございます。

今後につきましては、7月10日号北区ニュース、ホームページによる周知を行わせていただきます。

以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第15、報告第53号「後援・共済事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課  
長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第53号、後援・共催事業に関する報告でございます。

1枚おめくりお願いいたします。今回、名義使用承認は、14件ございます。事業名、主催者名のみ読み上げをさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

1件目でございます。「東京都北区立中学校PTA連合会主催事」①から⑤までの事業でございます。東京都北区立中学校PTA連合会会長でございます。場所、参加対象、別紙一とございます。一番後ろに資料を添付してございます。

2件目でございます。「赤羽理科実験教室にのラボ」特定非営利活動法人れっど・しゃっふる理事長でございます。

3件目でございます。「みんなでかけっこ交流会」同じくれっど・しゃっふる理事長でございます。

4件目でございます。「文化庁 伝統文化茶道親子教室」茶道裏千家清風会代表でございます。

5件目でございます。「文化芸術の卵育成事業」北区文化振興財団理事長でございます。

6件目でございます。「東京都北区立幼稚園・こども園PTA連合会主催事業」①から③まででございます。東京都北区立小学校PTA連合会会長でございます。

7件目でございます。こちらは「北区立小学校PTA連合会主催事業」①から⑥までの事業がございます。小学校PTA連合会会長でございます。一番後ろに別紙2の資料を添付してございます。

8件目でございます。「北区明るい選挙啓発ポスターコンクール」北区選挙管理委員会委員長でございます。

9件目、「ジェイコブ・コーラーのおもいつきり！Let's Enjoy Music & English!!」北区文化振興財団理事長でございます。

この9件目から12件目までが文化振興財団理事長となります。

10件目でございます。「北とぴあ国際音楽祭2019 エマ・カークビー ソプラノリサイタル」。

11件目、「北とぴあ国際音楽祭2019 ヘンデル作曲オペラ《リナルド》」。

12件目、こちらも「国際音楽祭2019 芸大と遊ぼう in 北とぴあ」でございます。

13件目でございます。「第7回菊池道場全国大会「豊かなコミュニケーションを、社会に教室に広げよう」」。北区道場道場長でございます。

14件目、「令和元年度障害のある児童・生徒の理解推進研修事業【夏季研修会】」北特別支援学校校長でございます。

6ページには事業実績報告といたしまして、2件お示しをさせていただいてございます。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和元年第5回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。